

# 公益社団法人北海道社会福祉士会広告掲載に関する規程

規程第1号  
2005年11月5日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下、「本会」という。)の保有資産及び、本会が管理するその他の資産を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する本会の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- ① 本会の広報印刷物
- ② 本会のホームページ
- ③ その他広告媒体として活用できる資産

## (取扱基準)

第3条 本会の機関誌が取り扱うことのできる広告媒体の基準は、次に掲げるとおりとし、いずれかの条件を満たすことを必要とする。

- (1) 本会会員にとってメリットがある情報であること。
- (2) 公益法人として不特定多数の者の利益の実現に資する情報であること。
- (3) 会員に対してデメリットがない情報であること。
- (4) 広告主である依頼者(以下「依頼主」という。)が本会の賛助会員であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、取り扱うことはできないものとする。

- (1) 公益法人としての社会的信用を傷つける恐れがある場合
- (2) 依頼主が、政治、思想、宗教等の団体であって、それに関連する活動である場合
- (3) 依頼主の所在、事業実体等が不明確な場合
- (4) 依頼主の広告内容が営利を目的とする場合
- (5) 本会の行う事業と競合し、支障が生ずる恐れがある場合

## (採否決定)

第4条 広告媒体の取り扱いの採否は、前条の基準に基づき、事務局長の決裁をもって決定する。

2 前項の規定にかかわらず、判断が難しい場合は、企画総務委員会担当理事と協議し決定し、必要に応じて理事会に諮り決定するものとする。

3 事務局長は、採否結果を依頼主へすみやかに通知するものとし、採用の決定を通知するときは、広告原稿の提出期限を明示しなければならない。

4 採用決定後、依頼主が前項の提出期限までに提出しなかったときは、事務局長は不採用の決定をすることができる。

## (広告原稿)

第5条 本会が取り扱う広告媒体は、依頼主が作成した完全版下原稿とする。

2 事務局長は、事前に依頼主に対して広告媒体となる原稿の提出を求め、その具体的な内容に関して必要に応じ修正を求めることができる。

(広告媒体料金)

第6条 同封物が重量を伴い、機関誌の送料増加が認められる場合は、依頼主と協議のうえ、依頼主に対して送料増加相当額の負担を求めることができる。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日(2006年12月18日)から施行する。
- 2 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。